

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 5 年分

(ふ り が な)

ながさきのひやくをかんがえるかい

1 政治団体の名称

長崎の飛躍を考える会

2 主たる事務所の所在地

長崎県佐世保市俵町6-21

3 代表者の氏名

末次精一

4 会計責任者の氏名

佐藤吉伸

チェックもれ注意

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
☒ その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 末次精一

電話 0956-37-3535

氏名

電話

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無（以下、この欄の記載不要です。）

公職の種類

衆議院議員

資金管理団体の

届出をした者の氏名

末次精一

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 末次精一

公職の種類 衆議院

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 1, 000, 000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	1, 000, 000
支 出 総 額	1, 000, 000
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	円	
(う ち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1, 000, 000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1, 000, 000	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	1, 000, 000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	政治団体	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
陸山会	円 1, 000, 000	R5. 6. 15	東京都港区赤坂2-14-9ライオンズ マンション赤坂志津林306号室	小沢一郎	
こ の 頁 の 小 計	1, 000, 000	(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、 寄附者(団体)ごとに記載すること。 (注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体 又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。			
そ の 他 の 寄 附					
合 計	1, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費		
小 計		記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費	1,000,000	
小 計	1,000,000	記入もれ注意
合 計	1,000,000	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	(その他の経費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金の返済	円 1, 000, 000	R5. 12. 31	末次精一	長崎県佐世保市石坂町4-5	
この頁の小計	1, 000, 000				
その他の支出					
合 計	1, 000, 000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	
摘 要	金 額	年月日	備 考
末次精一	円 1,035,831	R5.12.31	今年度100万円の返済

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 31 日

記入もれ注意

政治団体の名称 長崎の飛躍を考える会

会計責任者の氏名 佐藤吉伸



（代表者の氏名

（印）

（備考）

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和6年5月31日

長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）

代表 末次精一 殿

登録政治資金監査人 宮地 学
登録番号 第804号
研修修了年月日 平成21年2月5日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

長崎の飛躍を考える会（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上